指定更新にかかるQ&A

- Q1 指定更新制度とはなんですか?
- A1 平成18年4月施行の改正介護保険法において、指定基準等を遵守し適切な介護サービスを提供することができるか、定期的にチェックする仕組みとして事業者の指定に有効期間(6年)が設けられました。

これにより事業者は6年ごとに指定の更新を受ける必要があります。

なお、過去に同一のサービスで指定の取消処分を受けた場合や、法人役員の中に指定の取消処分を受けた事業者の役員がいる場合は、指定更新を受けることができない場合があります。また、人員、設備及び運営に関する基準に違反している事業者についても、指定の更新を受けることはできません。

- Q2 指定の有効期間の経過措置とはなんですか?
- A2 原則、指定日から6年間が指定の効力の有効期間となりますが、平成12年4月1日(平成12年4月以前に指定を受けた事業所については、平成12年4月1日に指定を受けたものとみなされます。)から平成14年3月31日までに指定を受けた事業者については、下表のとおり有効期間についての経過措置があります。(初回のみ)

具体的事例

(1) H 1 2 . 4 . 1~ H 1 3 . 3 . 3 1 (経過措置あり)

区分			•	指定日に対応する更新期限等					
指	定 日		日	12. 4. 1	12.10. 5	13. 1. 1	13. 3.20	13. 3.31	
更	新	期	限	20. 3.31	20.10. 4	20.12.31	21. 3.19	21. 3.30	
有	効	期	間	8年	8年	8年	8年	8年	

(2) H 1 3 . 4 . 1 ~ H 1 4 . 3 . 3 1 (経過措置あり)

区分			`	指定日に対応する更新期限等					
指	定 日		日	13. 4. 1	13.10. 5	14. 1. 1	14. 3.20	14. 3.31	
更	新	期	限	20. 3.31	20.10. 4	20.12.31	21. 3.19	21. 3.30	
有	効	期	間	7年	7年	7年	7年	7年	

(3) H 1 4 . 4 . 1 (経過措置なし)

	X	分	•	期限等
指	Ţ	Ē	日	14. 4. 1
更	新	期	限	20. 3.31
有	効	期	間	6 年

(4) H 1 4 . 4 . 2 ~ H 1 5 . 3 . 3 1 (経過措置なし)

)							
区分			`	指定日に対応する更新期限等				
指	定 日		日	14. 4. 2	14.10. 5	15. 1. 1	15. 3.20	15. 3.31
更	新	期	限	20. 4. 1	20.10. 4	20.12.31	21. 3.19	21. 3.30
有	効	期	間	6 年	6 年	6 年	6年	6年

- Q3 指定更新手続きをしなかった場合はどうなりますか?
- A 3 指定の更新手続きをしなかった場合は、有効期間の満了をもって指定の効力を失う こととなります。(介護報酬の請求ができなくなります)
- **Q4** 欠格事由に該当する場合は指定の更新を受けられないとのことですが、欠格事由とはどのようなことですか?
- A 4 欠格事由は次のとおりです。

申請者が法人でないとき

人員に関する指定基準を満たしていないとき

設備、運営に関する指定基準をみたしていないとき

申請者・開設者・法人役員等(管理者・施設長含む)が下記に該当する場合 法人でない病院等の場合は、医療法及び薬事法で規定されている管理者

- ・禁錮以上の刑を受けて、その執行を終わるまでの者であるとき
- ・介護保険法その他保健医療福祉に関する法律により罰金刑等に処せられ、その執 行を終わるまでの者であるとき
- ・指定取消から 5 年を経過しない者であるとき(指定取消手続中に自ら廃止した者を含む。)
- ・申請前5年以内に介護保険サービスに関し不正又は著しく不当な行為した者であるとき
- Q5 人員基準が満たされていない場合、人員欠如による減算請求の対象となっている場合については、今後、指定基準を遵守するために改善を見込まれる場合等に更新可能となっていますが(全国介護保険担当課長ブロック会議資料Q&A)、通所介護の生活相談員など減算規定のない職員が欠如となっている場合はどうでしょうか?
- A 5 減算規定のない職員が欠如となっている場合も同様に、原則、更新はできません。
- Q6 休止中の事業所は指定更新を受けられますか?
- A 6 休止中の事業所は、人員、設備及び運営に関する基準を満たしていませんので、指 定更新を受けることができません。したがって、指定の有効期間満了をもって指定の 効力を失うこととなります。
- Q7 保険医療機関・保険薬局が介護保険事業者として、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導の「みなし指定」を受けた場合も指定更新手続きが必要ですか?
- A7 必要ありません。本体施設で保険医療機関・保険薬局の指定(許可)更新があれば、 指定の更新があったものとみなされます。

別段の申出(みなし指定不要の申出)を行った後、指定申請を行い通常の指定を 受けた場合は、更新手続きを行う必要があります。(Q19参照)

- Q8 介護老人保健施設、介護療養型医療施設が短期入所療養介護、通所リハビリテーションの「みなし指定」を受けた場合、指定更新手続きが必要ですか?
- A 8 必要ありません。本体施設で指定(許可)更新があれば、指定の更新があったもの とみなされます。

別段の申出(みなし指定不要の申出)を行った後、指定申請を行い通常の指定を 受けた場合は、更新手続きを行う必要があります。(Q19参照)

- Q9 介護予防サービス事業者は指定更新手続きが必要ですか?
- A 9 居宅サービス事業の指定更新手続きとは別に必要となりますが、特例として、居宅サービス事業所において、同じ種別の介護予防サービスを実施している場合で、かつそれぞれの指定の有効期限が同日である場合は、介護サービス及び介護予防サービスの申請書及び添付書類を、一部にまとめて提出できることとします。

なお、介護予防サービス事業者の指定の有効期間も、指定を受けた日から起算して6年間となりますが、介護予防サービス事業者は早くても平成18年4月1日以降に指定されているので、有効期限の到来が最も早い事業者で平成24年3月31日となります。

- Q10 地域密着型サービス事業者、地域密着型介護予防サービス事業者、介護予防支援事業者についても指定更新手続きが必要ですか?
- A10 これらのサービス事業者にかかる指定の更新は、各保険者(市町村)へ申請することになります。

なお、地域密着型介護予防サービスの指定日の考え方は次のとおりです。 みなし指定の場合

旧法で法第41条第1項本文の指定を受けた日から起算して6年間となり、みなし指定を受けた日からの起算ではありません。(施行令附則7による経過措置あり)

例 1

認知症対応型共同生活介護 H12.4.1 指定 (有効期間満了日 H20.3.31)

介護予防認知症対応型共同生活介護 H18.4.1 みなし指定(有効期間満了日 H20.3.31)

例 2

認知症対応型共同生活介護 H15.4.1 指定 (有効期間満了日 H21.3.31)

介護予防認知症対応型共同生活介護 H18.4.1 みなし指定(有効期間満了日 H21.3.31)

みなし指定以外(指定申請書を提出する通常の指定)

法第42条の2第1項により市町村長から指定を受けた場合は、その指定日から起算して6年間となります。

例 3

認知症対応型共同生活介護 H18.5.1 指定(有効期間満了日 H24.4.30)

介護予防認知症対応型共同生活介護 H19.6.1 指定(有効期間満了日 H25.5.31)

Q11 複数の市町村から地域密着型サービス事業者、地域密着型介護予防サービス事業者 の指定を受けている場合の取り扱いはどのようになりますか?

地域密着型サービス事業者等の中には、複数の市町村長から指定を受けている事業者も多いが、この場合の指定の更新については、それぞれの市町村長から指定を受けた日から起算して6年以内に、それぞれの市町村長から指定の更新を受ける必要があるでしょうか?

介護保険法施行令附則により、平成18年4月1日に指定居宅サービス事業者の指定を受けている認知症対応型共同生活介護等については、平成18年4月1日に当該事業を行う事業所所在地の市町村長のほか、他の市町村の被保険者が利用している場合は、当該他の市町村長から指定地域密着型サービス事業者等の指定を受けたものとみなされたところですが、この「みなし指定」を受けている市町村からも、指定の更新を受ける必要がありますか?

事業所所在地の市町村で指定更新を受ければ、他町の指定更新を省略できるなど、

地域密着型サービス事業者の指定更新を省略することは可能でしょうか?

A11 については指定を受けている全ての市町村から指定更新を受ける必要があります。

なお、 における「みなし指定」を行う他の市町村の指定日は、当該事業所が旧法 第41条第1項本文の指定を受けた日となります。

については省略はできませんので、遺漏のないようご留意願います。

- Q12 平成11年度以前から介護保険法以外の法律で指定(許可)され、介護保険法の適用となった事業者は更新手続きが必要ですか?
- A12 平成12年4月1日より以前に指定(許可)を受けた下記の事業者は、平成12年 4月1日指定と扱われるため、今回(平成20年3月31日までに)、更新手続きが 必要です。
 - 旧老人福祉法で指定を受けた老人福祉施設
 - 旧老人保健法で指定を受けた訪問看護事業者
 - 旧老人保健法で許可を受けた介護老人保健施設
- O13 申請書の作成時点はいつですか?
- A13 申請日現在となります。
- Q14 同一法人で複数のサービス事業所の指定更新申請をする場合、添付書類は一部でよいか?
- A14 申請書及び添付書類は各サービス事業所ごとに一部ずつ提出してください。
- Q15 更新申請書の提出後に変更事項が生じた場合どうしたらいいですか?
- A15 「指定(許可)更新申請書記載内容変更届」を提出してください。それをもって再審査させていただきます。
- Q16 指定更新を受けた事業所はその旨通知されますか?
- A16 指定更新決定後、指定の有効期限までに文書で通知します。 なお、申請書に係る書類の差し替え等で期間を要した場合、有効期間満了日までに 文書を送付できないことがありますが、この場合、通知が遅れる旨ご連絡します。
- Q17 障害者自立支援法に基づく指定居宅介護事業所等は、介護保険法上の指定訪問介護 (予防)事業所の指定を受けていることをもって人員基準を満たしていると判断して 差し支えないこととなっており、要介護者及び障がい者両方に対してサービス提供を 行っている事業者がありますが、この場合の更新の考え方について教えてください。 訪問介護員が常勤換算で2.5人である事業所について、障がい者サービスに従事 する職員が常勤換算で1人、介護保険サービスは常勤換算で1.5人という場合、 合わせて2.5人となるので介護保険法上の訪問介護事業所の人員基準を満たして いるとして指定更新はできますか?

訪問介護員が常勤換算で2.5人である事業所について、実質上、要介護者に対するサービス提供は行っておらず、障がい者サービスに従事する職員が常勤換算で2.5人である場合であっても、介護保険法上の人員基準を満たすものとして指定更新はできますか?

A17 ともに更新可能です。

要介護者及び障がい者へのサービスに従事する時間数を各々別に常勤換算する必要はなく、当該訪問介護員の勤務延時間数が、介護保険法上で必要な人員配置を満たしていれば更新可能です。

- Q18 北海道ではなく市町村などから、居宅サービス事業者及び指定介護老人福祉施設の 指定を受けている場合、指定更新の扱いはどうなりますか?
- A18 指定更新の申請は次のとおりとなりますので、具体的な申請手続きなどは申請先へ ご確認ください。

登別市、北斗市、松前町、今金町、南富良野町に所在する居宅サービス事業所・指定介護予防サービス事業所及び、指定居宅介護支援事業所に係る指定更新の申請は、それぞれの市町村へ行います。

空知中部広域連合内(歌志内市、奈井江町、上砂川町、浦臼町、新十津川町、雨竜町)に所在する訪問介護(介護予防訪問介護)事業所、訪問入浴介護(介護予防訪問入浴介護)事業所、通所介護(介護予防通所介護)事業所、居宅介護支援事業所の指定更新の申請は、広域連合へ行います。

北斗市、今金町、南富良野市、滝上町に所在する指定介護老人福祉施設の指定更新の申請は、それぞれの市町村へ行います。

地域密着型サービス事業所についてはQ10のとおりです。

- Q19 健康保険法に基づく保険医療機関及び保険薬局の指定があった場合や、介護老人保健施設の許可、介護療養型医療施設の指定があったときに、特例として、一定の居宅サービスについて、指定居宅サービス事業者の指定があったものとみなされますが、介護保険法第71条及び第72条ただし書きの別段の申出を行った後、申請により、当該居宅サービス事業者としての指定を受けた場合、指定更新の扱いはどうなりますか?
- A19 特例のみなし指定の事業者ではないので、申請により居宅サービス事業者としての 指定を受けた時点から、6年ごとに更新を受ける必要があります。
- Q20 平成18年4月1日以前に開設許可を受けた介護老人保健施設における居宅サービス(みなし指定)に係る指定更新の扱いについて

平成13年4月1日付けで許可を受けた介護老人保健施設について、不正請求の発覚により、平成15年8月1日付けで通所リハビリテーションのみが指定取消処分となり、翌、平成16年10月1日付けで、当該介護老人保健施設の通所リハビリテーションを、申請により指定を受けた場合、短期入所療養介護及び通所リハビリテーションの更新時期はいつになりますか?

平成16年4月1日付けで許可を受けた介護老人保健施設について、不正請求の発覚により、平成17年7月1日付けで通所リハビリテーション及び短期入所療養介護が指定取消処分となり、その後、平成18年4月1日の新介護保険法の施行に伴い、当該介護老人保健施設は、介護保険法附則第10条により新介護保険法の許可があったとみなされ、同時に、通所リハビリテーション及び短期入所療養介護は法第72条第1項により指定居宅サービス事業者として指定があったものとみなされることとなったが、この場合の居宅サービスに係る指定更新の扱いはどうなりますか?

A20 それぞれ次のとおりです。

介護老人保健施設本体は、平成20年3月31日までに更新が必要であり、介護老

人保健施設の許可の更新を以て、短期入所療養介護は指定の更新があったものとみなされます。また、通所リハビリテーションについては、みなし指定ではないことから、平成22年9月30日までに更新が必要となります。

当該居宅サービスは「みなし指定」なので更新手続は不要であり、平成22年3月31日までに、介護老人保健施設本体が許可の更新を受けることで、当該居宅サービスも指定の更新があったものとみなされます。